

平成25年 8月13日
第2514号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

規 則

○秋田県財務規則の一部を改正する規則（49・財政課）…………… 1

告 示

○種畜証明書の返納の通報（374・畜産振興課）…………… 1

○都市計画の案の作成に係る公聴会の開催（375・都市計画課）…………… 1

○建設業の許可の取消し（376・由利地域振興局総務企画部）…………… 2

公 告

○秋田県公営住宅管理システム開発業務委託に係る公告（建築住宅課）…………… 2

○土地改良区の役員の退任及び就任の届出（山本地域振興局農林部）…………… 3

規 則

秋田県財務規則の一部を改正する規則をりり公布する。

平成二十五年八月十三日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第四十九号

秋田県財務規則の一部を改正する規則

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二第九十九号の十一及び第九十九号の十二を次のように改める。

九十九の十一 第一種動物取扱業登録申請手数料

九十九の十二 第一種動物取扱業登録更新申請手数料

附 則

この規則は、秋田県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成二十五年秋田県条例第四十五号）の施行の日（平成二十五年九月一日）から施行する。

告 示

秋田県告示第374号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、次のとおり種畜証明書の返納があった旨農林水産大臣から通報があったので、同条第2項の規定に基づき、公示する。

平成25年 8月13日

秋田県知事 佐竹敬久

種 畜 証明書 番 号	名 前	品 種	生年月日	等級	飼養者の住所氏名
			産 地		
31305010001	ゼンノーデー 02 11-4026 (日豚D種 DD03-Y506539)	豚 デュロック種	H23.12.14	2級	秋田県由利本荘市中俣字餅田49 番地 全農畜産サービス株式会 社由利本荘SPF豚センター
			岩手県岩手郡雫石町		

秋田県告示第375号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、次のとおり公聴会を開催するので、秋田県都市計画法公聴会規則（昭和45年秋田県規則第1号）第3条第1項の規定に基づき、公告する。

平成25年 8月13日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 公聴会の日時
平成25年9月3日(火)午後3時
- 2 公聴会の場所
秋田市山王三丁目1番1号 秋田県庁第二庁舎3階31会議室
- 3 定めようとする都市計画の構想
 - (1) 秋田都市計画及び河辺都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の決定素案
 - (2) 秋田都市計画及び河辺都市計画区域区分(市街化区域と市街化調整区域との区分)の変更の決定素案
当該案件に係る関係書類は、建設部都市計画課、秋田市都市整備部都市計画課及び潟上市産業建設部都市建設課に備え置いて、平成25年8月13日(火)から同年9月3日(火)までの間、縦覧に供する。
- 4 公述申出書の提出期限等
 - (1) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、日曜日及び土曜日を除き、平成25年8月20日(火)から同月27日(火)までの午前8時30分から午後5時までの間に、意見の要旨及びその理由並びに住所、氏名、年齢及び職業を記載した公述申出書を、5に掲げる場所に提出すること。
 - (2) (1)において、同種の意見が多数ある場合は、公聴会において意見を述べることができる者(以下「公述人」という。)の数を制限することがある。
 - (3) 公聴会の運営上必要がある場合は、あらかじめ公述時間を制限することがある。
 - (4) 公述人の数を制限し、又は公述時間を制限した場合は、その旨を公述申出書を提出した者に通知する。
 - (5) 公述人は、代理人により意見を陳述することができない。
- 5 問合せ先
秋田市山王四丁目1番1号 建設部都市計画課 電話018-860-2442

秋田県告示第376号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年8月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成25年7月30日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社高橋土木
由利本荘市前郷字寺ノ下109番地4
代表取締役 高 橋 芳 子
秋田県知事許可(般-23)第9538号
- 3 処分の内容
管工事業に係る一般建設業許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
平成25年7月30日付けで管工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

公 告

秋田県公営住宅管理システムの開発について、条件付公募型プロポーザル方式により業務委託候補者を選定することとしたので、次のとおり公告する。

平成25年8月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 企画提案書の提出を求める事項
 - (1) 名称
秋田県公営住宅管理システム
 - (2) 目的及び概要
「企画提案依頼書」で定める各事項による。
 - (3) 履行場所
秋田市山王四丁目1番1号 県庁舎6階
秋田県建設部建築住宅課

- (4) 履行期間
契約締結の日から平成26年9月30日まで
- 2 企画提案書を提出する者の資格
単独企業は(1)、共同企業体は(2)に掲げる要件をすべて満たすこと。
- (1) 単独企業の場合
- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
 - ウ 役員が、秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
 - エ 公告日から委託候補者を選定するまでの間に秋田県から指名停止の措置を受けていないこと。
 - オ 秋田県内に本社、支社、営業所又は事業所を有すること。
 - カ 地方公共団体が発注したクライアントサーバシステム又はWeb（ウェブ）システムの開発又は運用保守業務を受託し又は受託企業体の構成員として参加した実績（パッケージソフトのカスタマイズを含む。）を有し、これに技術者以上の立場で従事した経験を有する者を1名以上従事させられること。
 - キ 本企画提案に共同企業体の構成員として参加していないこと。
- (2) 共同企業体の場合
- ア 所定の様式に定める協定を締結した自主結成による共同企業体であること。
 - イ 全ての構成員が(1)のア、イ及びウに掲げる要件を満たしていること。
 - ウ 代表者が(1)のエ及びオに掲げる要件を満たしていること。
 - エ 共同企業体の構成員及び従事者に、(1)のカに掲げる要件を満たす者がいること。
 - オ 全ての構成員が、本企画提案に単独又は他の共同企業体の構成員として参加していないこと。
- 3 企画提案依頼書等の交付期間及び交付場所
- (1) 企画提案依頼書等の交付期間は、日曜日、土曜日及び祝日を除く、公告の日から平成25年9月19日までの午前9時から午後5時までとする。
 - (2) 交付場所は、1の(3)で定める場所で直接交付する。
 - (3) 交付方法は、紙及び電子媒体（CD-ROM）により交付する。
- 4 参加資格の確認手続
- (1) 提出書類
- ア 参加資格確認申請書
 - イ 会社概要等整理表
 - ウ 受注実績整理表
 - エ 従事技術者証明書
 - オ 協定書（共同企業体による参加の場合）
- (2) 提出方法は、1の(3)で定める場所に直接持参すること。
- (3) 提出期限は、平成25年9月19日午後5時とする。
- (4) 秋田県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者であるかどうかを警察本部に照会する場合がある。
- 5 公募期間
応募者は、企画提案依頼書で定める企画提案書を公告の日から平成25年9月19日までに提出すること。
- 6 企画提案審査
- (1) 開催日は、平成25年9月下旬を予定している。
 - (2) 開催場所は、1の(3)で定める場所を予定している。
- 7 その他
- (1) 詳細については、企画提案依頼書及びその添付書類による。
 - (2) 問合せ先
秋田県建設部建築住宅課 公共住宅班
電話 018-860-2563（直通）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、山本郡三種町下岩川土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成25年8月13日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 退任理事の住所及び氏名

山本郡三種町下岩川字小町川向29番地3

近 藤 範 夫

〃 〃 〃 字中野89番地

板 倉 英 司

〃 〃 〃 字外ノ沢80番地3

佐 藤 勝 雄

〃 〃 〃 字長面107番地

近 藤 勝 久

〃 〃 〃 〃 59番地

佐々木 宏 幸

〃 〃 〃 字不動田10番地

石 井 幸 一

〃 〃 〃 字谷地沢山根12番地2

後 藤 一

〃 〃 〃 字達子150番地

三 村 一 則

〃 〃 〃 字達子野89番地

北 林 正 幸

〃 〃 〃 字増沢15番地

北 林 光 男

2 就任理事の住所及び氏名

山本郡三種町下岩川字小町川向29番地3

近 藤 範 夫

〃 〃 〃 字中野89番地

板 倉 英 司

〃 〃 〃 字外ノ沢80番地3

佐 藤 勝 雄

〃 〃 〃 字鳥越2番地2

小山内 幸 一

〃 〃 〃 字長面59番地

佐々木 宏 幸

〃 〃 〃 字不動田10番地

石 井 幸 一

〃 〃 〃 字谷地沢山根12番地2

後 藤 一

〃 〃 〃 字達子150番地

三 村 一 則

〃 〃 〃 字向達子176番地2

小 沢 寿 昭

〃 〃 〃 字増沢15番地

北 林 光 男

3 退任監事の住所及び氏名

山本郡三種町下岩川字宮ノ目54番地

板 倉 礼 一

〃 〃 〃 字長面十二林18番地

近 藤 薫 一

〃 〃 〃 字中谷地111番地2

三 村 勇 一

4 就任監事の住所及び氏名

山本郡三種町下岩川字宮ノ目54番地

板 倉 礼 一

〃 〃 〃 字長面十二林18番地

近 藤 薫 一

〃 〃 〃 字中谷地111番地2

三 村 勇 一